

裁 決 書

審査請求人 住所 ○○○  
氏名 ○○○ 様  
処 分 庁 野田市長 鈴木 有

審査請求人が令和3年9月6日に提起した処分庁による令和3年8月27日付け行政文書開示請求拒否決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事案の概要

- 1 処分庁は、令和3年7月5日付けで審査請求人から行政文書開示請求書を受理した。
- 2 処分庁は、令和3年7月20日付け野総行第121号、野自み第205号及び野環環第103号の「行政文書開示請求書の内容の補正について」により、審査請求人に行政文書開示請求書の補正を求めた。
- 3 審査請求人は、令和3年8月12日付けで行政文書開示請求書を補正した。
- 4 処分庁は、令和3年8月27日付け野自み第205号の3の行政文書開示請求拒否決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 5 審査請求人は、野田市長に対し、本件処分を不服として、令和3年9月6日付けで審査庁に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき本件審査請求を行った。
- 6 審査庁は、審査請求書の内容を検討した結果、審査請求は、行政不服審査法に基づき適法になされたものであると判断した。
- 7 処分庁は、改めて本件処分の妥当性について検討し、令和3年9月28日付け野自み第205号の4の行政文書開示請求拒否決定取消決定通知書によ

り本件処分を取り消し、同日付け野自み第205号の5の行政文書部分開示決定を行った。

#### 審査請求人の主張の要旨

- ① 本件処分に係る不開示理由として、「文書中の仮定の事項や仮定の市の方針が誤解され、交渉の公正または円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあること」が挙げられているが、文書中には仮定の事項や仮定の市の方針ではない事実に関する記述も含まれているものと思料され、その部分については不開示情報に該当しない。
- ② 不開示情報をマスキング等した上での開示を改めて求める。

#### 理 由

行政不服審査法第2条は、行政庁の処分に不服がある者は審査請求をすることができる旨規定しているが、ここでいう「行政庁の処分に不服がある者」とは、当該処分について不服申立てをする法律上の利益がある者と解されている（昭和53年3月14日最高裁判所第三小法廷判決）。

本件処分については、令和3年9月28日付け野自み第205号の4の行政文書開示請求拒否決定取消決定通知書により取り消された。このことにより、本件処分は処分時に遡ってその効力が失われ、審査請求の対象となる処分が消滅していることから、審査請求人に本件処分の取消しによって回復すべき法律上の利益があるものとは認められない。

したがって、審査請求人は本件審査請求をすることについて法律上の利益を有しておらず、行政不服審査法第2条の「行政庁の処分に不服がある者」に該当しないため、本件審査請求は不適法である。以上のことから、行政不服審査法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和3年9月28日

審査庁 野田市長 鈴木 有

## 教示

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。